

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年11月22日

**【四半期会計期間】** 第7期第2四半期  
(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

**【会社名】** 株式会社山口フィナンシャルグループ

**【英訳名】** Yamaguchi Financial Group, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 福田 浩一

**【本店の所在の場所】** 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

**【電話番号】** 下関(083) 223局5511番

**【事務連絡者氏名】** 総合企画部主計室長 松井 龍哉

**【最寄りの連絡場所】** 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号  
株式会社山口フィナンシャルグループ

**【電話番号】** 下関(083) 223局5511番

**【事務連絡者氏名】** 総合企画部主計室長 松井 龍哉

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成23年度 中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成24年度 中間連結 会計期間 (自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	平成22年度	平成23年度
					(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	84,321	78,707	82,904	164,115	155,147
連結経常利益	百万円	14,352	16,785	19,116	35,788	36,364
連結中間純利益	百万円	8,097	8,739	12,237		
連結当期純利益	百万円				19,155	17,918
連結中間包括利益	百万円	9,803	4,415	4,748		
連結包括利益	百万円				7,751	29,119
連結純資産額	百万円	452,000	449,186	475,923	446,290	472,405
連結総資産額	百万円	8,820,198	8,986,523	9,083,082	8,758,187	9,115,426
1株当たり純資産額	円	1,631.27	1,634.62	1,730.85	1,624.33	1,720.56
1株当たり中間純利益金額	円	29.91	32.67	45.99		
1株当たり当期純利益金額	円				71.18	66.99
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円		32.62	45.85		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円				71.15	66.88
自己資本比率	%	5.1	5.0	5.2	5.1	5.1
連結自己資本比率 (第一基準)	%	11.38	11.34	12.90	11.36	11.75
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	234,792	22,863	98,391	273,008	99,542
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	246,612	77,060	140,234	284,145	32,225
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,801	1,519	1,304	5,457	3,089
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高	百万円	148,651	244,070	250,431	145,676	209,905
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,618 [2,074]	4,496 [2,150]	4,283 [2,071]	4,483 [2,026]	4,269 [2,189]

- (注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成22年度中間連結会計期間の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」は、当社の連結子会社が優先株式を発行しておりますが、希薄化効果を有しないため「-」で表示しております。
- 4 自己資本比率は、 $( (中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末少数株主持分 ) / (中間)期末資産の部合計$ で算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。
- 6 平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	百万円	2,575	12,566	2,738	5,200	15,684
経常利益	百万円	1,661	11,397	1,492	3,189	13,138
中間純利益	百万円	1,661	11,396	1,605		
当期純利益	百万円				3,185	13,647
資本金	百万円	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	株	普通株式 264,353,616 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535	普通株式 264,353,616 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535	普通株式 264,353,616 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535	普通株式 264,353,616 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535	普通株式 264,353,616 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535
純資産額	百万円	397,201	404,947	406,087	395,069	405,711
総資産額	百万円	492,334	504,238	503,969	492,263	504,814
1株当たり 中間純利益金額	円	5.46	42.85	5.29		
1株当たり 当期純利益金額	円				10.41	50.61
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	円			5.28		
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円					50.58
1株当たり配当額	円	普通株式 5.00 第三種優先株式 11,500 第四種優先株式 11,500	普通株式 6.00 第三種優先株式 11,500 第四種優先株式 11,500	普通株式 6.00 第三種優先株式 11,500 第四種優先株式 11,500	普通株式 10.00 第三種優先株式 23,000 第四種優先株式 23,000	普通株式 11.00 第三種優先株式 23,000 第四種優先株式 23,000
自己資本比率	%	80.7	80.3	80.5	80.3	80.4
従業員数	人	25	24	17	25	13

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第5期中(平成22年9月)及び第6期中(平成23年9月)の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」並びに第5期(平成23年3月)の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、潜在株式がないので「-」で表示しております。

3 第6期中(平成23年9月)及び第6期(平成24年3月)の普通株式に係る1株当たり配当額のうち1円は、当社設立5周年及び北九州銀行開業に当たっての記念配当であります。

4 自己資本比率は、((中間)期末純資産合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、次のとおりであります。  
連結子会社であったもみじコンピュータサービス株式会社は、平成24年7月27日に清算しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、震災復興需要等を背景に、緩やかに持ち直していましたが、欧州や中国など世界経済の減速等に伴い、持ち直しの動きが一服する状況となりました。生産活動は、アジア向け輸出の弱含み、自動車の生産調整等から、期間後半に一部で水準が低下しました。また、雇用・所得環境に改善の動きが見られる中で、個人消費は概ね横這いで推移しましたが、一部で弱めの状況となりました。

こうした中で、地元地域経済も足踏み状態となりました。生産活動は、国内外需要の弱さ等から、電子部品やデバイスの生産が低迷するなど、全体でも低水準で推移し、個人消費の一部にも弱めの動きがみられました。また、大規模な工場撤退・再編が相次いで実施・発表され、これらの雇用面等への影響も懸念される状況となりました。

一方、金融業界においては、新しい自己資本比率規制や国際会計基準など、大きく変化するルール・制度への対応が重要な課題となっております。こうした中で、地域金融機関は、地域経済発展への貢献という使命を果たすべく、財務体質及び収益力の強化とともに、資金供給の一層の円滑化や金融サービスのさらなる充実が強く要請されております。

このような金融経済環境の中、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息など資金運用収益の減少があるものの、貸出債権の証券化に伴う譲渡益を計上したことによるその他業務収益の増加を主因として、前年同期比41億97百万円増加して829億4百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息など資金調達費用や与信費用の減少があるものの、営業経費や株式等償却の増加を主因に、前年同期比18億65百万円増加して637億87百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比23億31百万円増加して191億16百万円、中間純利益は前年同期比34億98百万円増加して122億37百万円となりました。

また、当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの資産・負債に係る主な動向については、次のとおりとなりました。

譲渡性預金を含めた預金は前連結会計年度末比199億円減少して8兆2,950億円となりました。

貸出金は前連結会計年度末比799億円減少して5兆7,217億円、有価証券は前連結会計年度末比1,655億円減少して1兆8,817億円となりました。

総資産は前連結会計年度末比324億円減少して9兆830億円となりました。

## 国内・海外別収支

資金運用収支は、国内が472億79百万円、海外が3億86百万円、合計476億66百万円となりました。  
 役務取引等収支は、国内が66億52百万円、海外が5百万円、合計66億47百万円となりました。  
 また、その他業務収支は、国内が169億19百万円、海外が6百万円、合計169億25百万円となりました。  
 特定取引収支は、国内のみの取扱いで、5億71百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	50,779	293		51,072
	当第2四半期連結累計期間	47,279	386		47,666
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	56,551	460	28	56,983
	当第2四半期連結累計期間	51,816	577	34	52,360
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	5,771	167	28	5,911
	当第2四半期連結累計期間	4,537	190	34	4,693
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	7,064	4		7,060
	当第2四半期連結累計期間	6,652	5		6,647
うち役務取引 等収益	前第2四半期連結累計期間	10,919	15		10,935
	当第2四半期連結累計期間	10,459	10		10,470
うち役務取引 等費用	前第2四半期連結累計期間	3,855	19		3,875
	当第2四半期連結累計期間	3,806	16		3,822
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	289			289
	当第2四半期連結累計期間	571			571
うち特定取引 収益	前第2四半期連結累計期間	470			470
	当第2四半期連結累計期間	580			580
うち特定取引 費用	前第2四半期連結累計期間	180			180
	当第2四半期連結累計期間	9			9
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	5,603	14		5,589
	当第2四半期連結累計期間	16,919	6		16,925
うちその他 業務収益	前第2四半期連結累計期間	7,939			7,939
	当第2四半期連結累計期間	18,331	6		18,337
うちその他 業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,335	14		2,349
	当第2四半期連結累計期間	1,412			1,412

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社(海外店を除く)及び国内に本店を有する銀行業以外の連結子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

3 相殺消去額は、銀行業を営む連結子会社の海外店に係る本支店間の資金貸借の利息であります。

4 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。



## 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、為替業務、預金・貸出業務及び証券関連業務を中心として、国内104億59百万円、海外10百万円、合計で104億70百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内38億6百万円、海外16百万円、合計で38億22百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	10,919	15		10,935
	当第2四半期連結累計期間	10,459	10		10,470
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	2,826	0		2,826
	当第2四半期連結累計期間	2,450	0		2,450
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	2,988	13		3,002
	当第2四半期連結累計期間	2,921	10		2,931
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	2,462			2,462
	当第2四半期連結累計期間	2,298			2,298
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	150			150
	当第2四半期連結累計期間	173			173
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	117			117
	当第2四半期連結累計期間	96			96
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	350	0		351
	当第2四半期連結累計期間	386	0		387
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,855	19		3,875
	当第2四半期連結累計期間	3,806	16		3,822
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	447	15		463
	当第2四半期連結累計期間	480	11		492

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社(海外店を除く)及び国内に本店を有する銀行業以外の連結子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

## 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益は、商品有価証券収益 5 億80百万円を計上しました。

一方、特定取引費用は、特定金融派生商品費用 9 百万円を計上しました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	470			470
	当第2四半期連結累計期間	580			580
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	470			470
	当第2四半期連結累計期間	580			580
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	180			180
	当第2四半期連結累計期間	9			9
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結累計期間	180			180
	当第2四半期連結累計期間	9			9
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社(海外店を除く)及び国内に本店を有する銀行業以外の連結子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

## 国内・海外別預金残高の状況

## 預金の種別別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額（ ）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	7,515,712	5,110		7,520,822
	当第2四半期連結会計期間	7,686,694	4,271		7,690,966
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	3,332,441	2,053		3,334,495
	当第2四半期連結会計期間	3,423,073	1,810		3,424,883
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	4,032,093	3,049		4,035,142
	当第2四半期連結会計期間	4,163,993	2,445		4,166,439
うちその他	前第2四半期連結会計期間	151,177	7		151,185
	当第2四半期連結会計期間	99,628	15		99,643
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	674,427			674,427
	当第2四半期連結会計期間	604,066			604,066
総合計	前第2四半期連結会計期間	8,190,139	5,110		8,195,250
	当第2四半期連結会計期間	8,290,761	4,271		8,295,033

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社（海外店を除く）及び国内に本店を有する銀行業以外の連結子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（末残構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	5,738,626	100.00	5,697,691	100.00
製造業	982,827	17.13	953,493	16.73
農業，林業	5,092	0.09	5,323	0.09
漁業	2,363	0.04	2,236	0.04
鉱業，採石業，砂利採取業	7,494	0.13	7,974	0.14
建設業	251,336	4.38	239,479	4.20
電気・ガス・熱供給・水道業	152,955	2.67	188,166	3.30
情報通信業	27,810	0.48	30,253	0.53
運輸業，郵便業	305,383	5.32	316,507	5.56
卸売業，小売業	791,219	13.79	779,196	13.68
金融業，保険業	366,653	6.39	366,967	6.44
不動産業，物品賃貸業	745,097	12.98	725,260	12.73
その他サービス業	564,783	9.84	559,648	9.82
地方公共団体	607,343	10.58	668,221	11.73
その他	928,264	16.18	854,961	15.01
海外及び特別国際金融取引勘定分	21,240	100.00	24,080	100.00
政府等	1,538	7.24	1,759	7.31
金融機関	3,154	14.85	3,685	15.30
その他	16,547	77.91	18,636	77.39
合計	5,759,866		5,721,771	

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社（海外店を除く）及び国内に本店を有する銀行業以外の連結子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前年同四半期連結会計期間末比64億円増加して2,504億円となりました。

当第2四半期連結累計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金の減少及びコールローン等の増加を主因にマイナス983億円（前年同四半期連結累計期間はプラス228億円）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券売却の増加を主因にプラス1,402億円（前年同四半期連結累計期間はプラス770億円）、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いによる支出を主因にマイナス13億円（前年同四半期連結累計期間はマイナス15億円）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

[次へ](#)

## (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては、平成23年9月30日は標準的手法を、平成24年9月30日は基礎的内部格付手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の計算は、粗利益配分手法を採用しております。

## 連結自己資本比率（第一基準）

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日	
		金額（百万円）	金額（百万円）	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	50,000	50,000	
	うち非累積的永久優先株			
	新株式申込証拠金			
	資本剰余金	79,865	79,683	
	利益剰余金	301,285	319,560	
	自己株式（ ）	3,620	2,993	
	自己株式申込証拠金			
	社外流出予定額（ ）	1,788	1,792	
	その他有価証券の評価差損（ ）	3,048		
	為替換算調整勘定			
	新株予約権		157	
	連結子法人等の少数株主持分	3,294	3,673	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			
	営業権相当額（ ）			
	のれん相当額（ ）	24,771	19,821	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）			
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	3,246	7,882	
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）			
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計（上記各項目の合計額）			
	繰延税金資産の控除金額（ ）			
計	( A )	397,970	420,584	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）				
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%		1,485	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	16,526	16,394	
	一般貸倒引当金	40,337	455	
	適格引当金が期待損失額を上回る額		12,933	
	負債性資本調達手段等	45,000	45,000	
	うち永久劣後債務（注2）			
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	45,000	45,000	
	計	101,864	76,269	
うち自己資本への算入額	( B )	101,864	76,269	
控除項目	控除項目（注4）	( C )	4,936	4,911
自己資本額	( A ) + ( B ) - ( C )	( D )	494,898	491,942

リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	4,042,200	3,495,189
	オフ・バランス取引等項目	111,548	102,721
	信用リスク・アセットの額 (E)	4,153,748	3,597,910
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	208,083	215,576
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	16,646	17,246
	計((E) + (F)) (H)	4,361,832	3,813,487
連結自己資本比率（第一基準）= D / H × 100 (%)		11.34	12.90
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.12	11.02

(注) 1 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

3 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

## (資産の査定)

## (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行及び株式会社北九州銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

## 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

## 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

## 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

## 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

## 株式会社山口銀行の資産の査定額

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	287	172
危険債権	606	444
要管理債権	198	82
正常債権	38,273	31,652

## 株式会社もみじ銀行の資産の査定額

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	237	246
危険債権	207	281
要管理債権	35	22
正常債権	18,458	17,414

## 株式会社北九州銀行の資産の査定額

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		100
危険債権		77
要管理債権		97
正常債権		7,289

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
第三種優先株式	11,000
第四種優先株式	8,535
計	600,019,535

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	264,353,616	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式 単元株式数は1,000株であります。 (注)1
第三種優先株式	11,000	同左		単元株式数は1株であります。 (注)1,2
第四種優先株式	8,535	同左		単元株式数は1株であります。 (注)1,3
計	264,373,151	同左		

(注) 1 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。また、資金調達を柔軟かつ機動的に行うため、優先株式は定款の定めに基づき、単元株式数及び議決権について普通株式と差異があります。

2 第三種優先株式の概要は次のとおりであります。

##### (1) 優先配当金

本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下のとおりである。

##### 優先配当金

本優先株式1株につき23,000円とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

##### 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

##### 優先中間配当金

本優先株式1株につき11,500円とする。

##### (2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき100万円を支払う。本優先株主に対しては、前記100万円のほか、残余財産の分配は行わない。



- (3) 優先順位  
当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
- (4) 取得条項  
当社は、平成18年7月31日以降の当社の取締役会が取得日として定める日に、本優先株式1株につき100万円円で本優先株式を取得する。一部取得をするときは、抽選により行う。
- (5) 議決権  
本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式についての株式の併合又は分割は行わない。また、本優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- 3 第四種優先株式の概要は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金  
本優先株式の株主（以下「本優先株主」という。）に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下のとおりである。
- 優先配当金  
本優先株式1株につき23,000円とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- 非累積条項  
ある事業年度において、本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項  
本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- 優先中間配当金  
本優先株式1株につき11,500円とする。
- (2) 残余財産の分配  
当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき100万円を支払う。本優先株主に対しては、前記100万円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
- (4) 取得条項  
当社は、平成23年3月31日以降の当社の取締役会が取得日として定める日に、本優先株式1株につき100万円円で本優先株式を取得する。一部取得をするときは、抽選により行う。
- (5) 議決権  
本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式についての株式の併合又は分割は行わない。また、本優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。

## (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月28日
新株予約権の数	2,949個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	294,900株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年7月31日から 平成54年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり619円 資本繰入額 1株当たり310円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2 普通株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

3 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行及び株式会社北九州銀行(以下「子銀行」という。)の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たるときは翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

イ 新株予約権者が、子銀行の取締役を解任された場合

ロ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合

ハ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合

ニ 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。  
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。  
その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）3 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日		264,373		50,000,000		12,500,000

## (6) 【大株主の状況】

## 所有株式数別

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,205	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,307	2.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	6,061	2.29
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	5,747	2.17
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	5,676	2.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,625	2.12
株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町1番1号	5,165	1.95
株式会社山田事務所	山口県下松市大字平田460番地	5,037	1.90
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	4,545	1.71
山口フィナンシャルグループ従業員持株会	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	4,178	1.58
計		60,549	22.90

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 12,205千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 6,307千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 6,061千株

2 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成24年4月19日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成24年4月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として平成24年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	13,393	5.07
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号	329	0.12
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	541	0.20

## 所有議決権数別

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,205	4.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,307	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	6,061	2.32
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	5,747	2.20
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	5,676	2.17
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,625	2.15
株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町1番1号	5,165	1.97
株式会社山田事務所	山口県下松市大字平田460番地	5,037	1.93
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	4,545	1.74
山口フィナンシャルグループ従業員持株会	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	4,178	1.60
計		60,546	23.20

(注) 上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,205個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	6,307個
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,061個

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 857,000		
	(相互保有株式) 普通株式 112,000		
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 260,905,000	260,905	
単元未満株式	普通株式 2,479,616		
発行済株式総数	264,373,151		
総株主の議決権		260,905	

(注)1 「無議決権株式」の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、「従業員持株E S O P信託」所有の当社株式(株式数2,132千株、議決権の数2,132個)が含まれております。

## 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社山口フィナンシャルグループ	山口県下関市竹崎町四丁目 2番36号	857,000		857,000	0.32
(相互保有株式) 山口リース株式会社	山口県下関市南部町19番 7号	70,000		70,000	0.02
(相互保有株式) もみじカード株式会社	広島県広島市中区銀山町 4番10号	42,000		42,000	0.01
計		969,000		969,000	0.36

(注) 上記のほか、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式2,132千株を、中間財務諸表上及び中間連結財務諸表上、自己株式として会計処理しております。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 1【中間連結財務諸表】

## (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	8 242,584	8 261,148
コールローン及び買入手形	599,187	774,550
買入金銭債権	8,124	6,823
特定取引資産	6,634	6,470
金銭の信託	73,068	71,045
有価証券	1, 8, 13 2,047,243	1, 8, 13 1,881,757
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 5,801,665	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 5,721,771
外国為替	6 11,949	6 12,195
その他資産	8 195,898	8 226,330
有形固定資産	10, 11 92,380	10, 11 90,757
無形固定資産	49,259	43,885
繰延税金資産	42,816	41,904
支払承諾見返	13 46,666	13 44,887
貸倒引当金	102,052	100,445
資産の部合計	9,115,426	9,083,082
<b>負債の部</b>		
預金	8 7,603,095	8 7,690,966
譲渡性預金	711,857	604,066
コールマネー及び売渡手形	19,273	19,537
債券貸借取引受入担保金	8 1,645	8 520
特定取引負債	2,071	1,602
借入金	8 29,997	8 29,248
外国為替	236	194
社債	12 95,000	12 95,000
その他負債	114,720	102,732
賞与引当金	2,898	2,960
退職給付引当金	1,089	1,114
役員退職慰労引当金	18	18
利息返還損失引当金	100	106
睡眠預金払戻損失引当金	1,265	1,126
ポイント引当金	77	79
特別法上の引当金	2	2
再評価に係る繰延税金負債	10 13,004	10 12,994
支払承諾	13 46,666	13 44,887
負債の部合計	8,643,021	8,607,159



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	79,796	79,683
利益剰余金	308,835	319,560
自己株式	3,332	2,993
株主資本合計	435,298	446,250
その他有価証券評価差額金	10,435	2,860
繰延ヘッジ損益	384	455
土地再評価差額金	<sup>10</sup> 23,454	<sup>10</sup> 23,437
その他の包括利益累計額合計	33,505	25,841
新株予約権	84	157
少数株主持分	3,516	3,673
純資産の部合計	472,405	475,923
負債及び純資産の部合計	9,115,426	9,083,082

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
経常収益	78,707	82,904
資金運用収益	56,983	52,360
(うち貸出金利息)	45,534	42,924
(うち有価証券利息配当金)	10,435	8,756
役務取引等収益	10,935	10,470
特定取引収益	470	580
その他業務収益	7,939	18,337
その他経常収益	2,378	1,155
経常費用	61,922	63,787
資金調達費用	5,958	4,730
(うち預金利息)	4,780	3,548
役務取引等費用	3,875	3,822
特定取引費用	180	9
その他業務費用	2,349	1,412
営業経費	44,347	45,532
その他経常費用	1 5,210	1 8,280
経常利益	16,785	19,116
特別利益	3	3
固定資産処分益	3	3
特別損失	316	60
固定資産処分損	81	47
減損損失	216	12
その他の特別損失	18	0
税金等調整前中間純利益	16,472	19,058
法人税、住民税及び事業税	3,436	2,347
法人税等調整額	4,101	4,316
法人税等合計	7,538	6,663
少数株主損益調整前中間純利益	8,934	12,395
少数株主利益	194	157
中間純利益	8,739	12,237

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	8,934	12,395
その他の包括利益	4,518	7,646
その他有価証券評価差額金	4,378	7,575
繰延ヘッジ損益	138	71
持分法適用会社に対する持分相当額	2	0
中間包括利益	4,415	4,748
親会社株主に係る中間包括利益	4,221	4,591
少数株主に係る中間包括利益	194	157

## (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	50,000	50,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	50,000	50,000
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	79,870	79,796
当中間期変動額		
自己株式の処分	5	112
当中間期変動額合計	5	112
当中間期末残高	79,865	79,683
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	293,953	308,835
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,528	1,529
中間純利益	8,739	12,237
土地再評価差額金の取崩	120	17
当中間期変動額合計	7,332	10,725
当中間期末残高	301,285	319,560
<b>自己株式</b>		
当期首残高	3,635	3,332
当中間期変動額		
自己株式の取得	9	7
自己株式の処分	24	346
当中間期変動額合計	14	339
当中間期末残高	3,620	2,993
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	420,189	435,298
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,528	1,529
中間純利益	8,739	12,237
自己株式の取得	9	7
自己株式の処分	19	233
土地再評価差額金の取崩	120	17
当中間期変動額合計	7,341	10,951
当中間期末残高	427,530	446,250

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	1,339	10,435
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	4,380	7,575
当中間期変動額合計	4,380	7,575
当中間期末残高	3,040	2,860
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	217	384
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	138	71
当中間期変動額合計	138	71
当中間期末残高	356	455
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	21,878	23,454
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	120	17
当中間期変動額合計	120	17
当中間期末残高	21,757	23,437
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	23,000	33,505
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	4,638	7,663
当中間期変動額合計	4,638	7,663
当中間期末残高	18,361	25,841
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	-	84
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	73
当中間期変動額合計	-	73
当中間期末残高	-	157
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	3,101	3,516
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	193	156
当中間期変動額合計	193	156
当中間期末残高	3,294	3,673

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
純資産合計		
当期首残高	446,290	472,405
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,528	1,529
中間純利益	8,739	12,237
自己株式の取得	9	7
自己株式の処分	19	233
土地再評価差額金の取崩	120	17
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,445	7,434
当中間期変動額合計	2,896	3,517
当中間期末残高	449,186	475,923

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	16,472	19,058
減価償却費	3,849	5,370
減損損失	216	12
のれん償却額	2,474	2,474
持分法による投資損益(は益)	21	5
貸倒引当金の増減( )	3,472	1,607
賞与引当金の増減額(は減少)	65	61
役員賞与引当金の増減額(は減少)	51	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	39	25
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	748	0
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	45	5
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	28	138
ポイント引当金の増減額(は減少)	24	2
特別法上の引当金の増減額(は減少)	0	0
資金運用収益	56,983	52,360
資金調達費用	5,958	4,730
有価証券関係損益( )	4,914	2,779
金銭の信託の運用損益(は運用益)	915	370
為替差損益(は益)	6,752	3,417
固定資産処分損益(は益)	77	44
特定取引資産の純増( )減	1,066	164
特定取引負債の純増減( )	77	468
貸出金の純増( )減	23,101	79,893
預金の純増減( )	87,091	87,871
譲渡性預金の純増減( )	117,394	107,790
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	5,878	749
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	40,701	21,961
コールローン等の純増( )減	118,147	174,061
コールマネー等の純増減( )	1,907	264
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	8,123	1,124
外国為替(資産)の純増( )減	2,850	246
外国為替(負債)の純増減( )	215	41
資金運用による収入	58,958	53,665
資金調達による支出	4,832	4,117
その他	6,762	30,627
小計	30,361	97,455
法人税等の支払額	8,507	4,001
法人税等の還付額	1,008	3,065
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,863	98,391

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	2,074,331	2,557,439
有価証券の売却による収入	2,127,809	2,625,280
有価証券の償還による収入	26,886	71,111
金銭の信託の増加による支出	3,830	3,310
金銭の信託の減少による収入	4,483	5,599
有形固定資産の取得による支出	1,285	375
有形固定資産の売却による収入	54	134
無形固定資産の取得による支出	2,726	766
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,060	140,234
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	1,528	1,529
少数株主への配当金の支払額	0	0
自己株式の取得による支出	9	7
自己株式の処分による収入	19	233
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,519	1,304
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	13
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	98,393	40,526
現金及び現金同等物の期首残高	145,676	209,905
現金及び現金同等物の中間期末残高	244,070	250,431



## 【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

## 1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<p>(1) 連結子会社 12社            主要な会社名            株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行、株式会社北九州銀行、ワイエム証券株式会社、株式会社井筒屋ウイズカード、ワイエムコンサルティング株式会社、株式会社北九州経済研究所            (連結の範囲の変更)            もみじコンピュータサービス株式会社は清算により子会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 4社            主要な会社名            山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合            非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

## 2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<p>(1) 持分法適用の非連結子会社            該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社            会社名            ワイエムセゾン株式会社、山口リース株式会社、山口キャピタル株式会社、もみじカード株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社            主要な会社名            山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合            持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社            該当ありません。</p>

## 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 12社

## 4 開示対象特別目的会社に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、上記特別目的会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいこともあり、連結の範囲から除外するとともに、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日）第3項に基づき、注記についても省略しております。</p>

## 5 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等（株式は中間連結決算期末月1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>

当中間連結会計期間  
(自 平成24年 4月 1日  
至 平成24年 9月30日)

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：7年～50年

その他：3年～15年

銀行業以外の連結子会社の有形固定資産については、税法基準に基づき、主として定率法により償却しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年 4月 1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ3百万円増加しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、のれんの償却については、主として10年間の均等償却を行っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施しております。

銀行業以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 銀行業以外の連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社が将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第37号)を踏まえ、過去の返還状況等を勘案した必要額を計上しております。</p>
<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(11) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p>
<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、ワイエム証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
<p>(13) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準 連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(14) リース取引の処理方法 連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
<p>(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(17) 消費税等の会計処理 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>
<p>(18) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社及び連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>

## 【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(連結納税制度の導入) 当社及び一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より、法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
株式	296百万円	309百万円
出資金	505百万円	500百万円

2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	26,964百万円	28,145百万円
延滞債権額	106,838百万円	103,202百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	845百万円	877百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	22,158百万円	19,428百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	156,807百万円	151,654百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
56,237百万円	48,746百万円

- 7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表（前連結貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
2,927百万円	1,923百万円

- 8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	17百万円	17百万円
有価証券	207,208百万円	211,636百万円
計	207,226百万円	211,654百万円
担保資産に対応する債務		
預金	21,491百万円	11,558百万円
債券貸借取引受入担保金	1,645百万円	520百万円
借入金	3,500百万円	3,410百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、信託事務及び公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	151,653百万円	115,321百万円
現金預け金	3百万円	3百万円
その他資産	1,195百万円	1,190百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
保証金	2,082百万円	2,054百万円

- 9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	798,440百万円	832,777百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	754,984百万円	786,290百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

- 11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	69,380百万円	70,587百万円

- 12 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	45,000百万円	45,000百万円

- 13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
6,073百万円	5,085百万円

[次へ](#)



## (中間連結損益計算書関係)

## 1 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
貸倒引当金繰入額	3,821百万円	貸倒引当金繰入額 796百万円
株式等償却	635百万円	株式等償却 6,517百万円

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	264,353			264,353	
第三種優先株式	11			11	
第四種優先株式	8			8	
合計	264,373			264,373	
自己株式					
普通株式	3,673	13	25	3,661	(注) 1, 2
第三種優先株式					
第四種優先株式					
合計	3,673	13	25	3,661	

(注) 1 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

また、減少株式数は、当社グループ従業員持株会への売却によるもの25千株、単元未満株式の買増請求による売渡によるもの0千株であります。

2 当中間連結会計期間末株式数には、従業員持株 E S O P 信託所有の自己株式が2,775千株含まれております。

## 2 新株予約権に関する事項

該当ありません。

## 3 配当に関する事項

## (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 5月13日 取締役会	普通株式	1,303	5.00	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日
	第三種優先株式	126	11,500	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日
	第四種優先株式	98	11,500	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 11月11日 取締役会	普通株式	1,564 (注)	その他 利益剰余金	6.00	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日
	第三種優先株式	126	その他 利益剰余金	11,500	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日
	第四種優先株式	98	その他 利益剰余金	11,500	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日

(注) 普通株式に係る配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金16百万円を含めておりません。これは、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式を自己株式として会計処理しているためであります。

当中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

### 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	264,353			264,353	
第三種優先株式	11			11	
第四種優先株式	8			8	
合計	264,373			264,373	
自己株式					
普通株式	3,366	10	358	3,017	(注) 1, 2
第三種優先株式					
第四種優先株式					
合計	3,366	10	358	3,017	

(注) 1 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

また、減少株式数は、当社グループ従業員持株会への売却によるもの339千株、新株予約権の権利行使によるもの18千株及び単元未満株式の買増請求による売渡によるもの1千株であります。

2 当中間連結会計期間末株式数には、従業員持株E S O P信託所有の自己株式が2,132千株含まれております。

### 2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権					157	
合計						157	

### 3 配当に関する事項

#### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年 5月11日 取締役会	普通株式	1,305 (注)	5.00	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日
	第三種優先株式	126	11,500	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日
	第四種優先株式	98	11,500	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

(注) 普通株式に係る配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金12百万円を含めておりません。これは、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式を自己株式として会計処理しているためであります。

#### (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年 11月9日 取締役会	普通株式	1,568 (注)	その他 利益剰余金	6.00	平成24年 9月30日	平成24年 12月10日
	第三種優先株式	126	その他 利益剰余金	11,500	平成24年 9月30日	平成24年 12月10日
	第四種優先株式	98	その他 利益剰余金	11,500	平成24年 9月30日	平成24年 12月10日

(注) 普通株式に係る配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金12百万円を含めておりません。これは、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式を自己株式として会計処理しているためであります。

[次へ](#)

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
現金預け金勘定	296,685百万円	261,148百万円
定期預け金	6,671百万円	5,552百万円
その他預け金	45,942百万円	5,164百万円
現金及び現金同等物	244,070百万円	250,431百万円

## (リース取引関係)

## 1 ファイナンス・リース取引

## (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## リース資産の内容

## (ア) 有形固定資産

主として、事務機器であります。

## (イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

## リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

## リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	1,606	1,382	223
合計	1,606	1,382	223

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	1,240	1,144	95
合計	1,240	1,144	95

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	215	100
1年超	23	8
合計	238	109

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
支払リース料	182	131
減価償却費相当額	155	113
支払利息相当額	12	4

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	34	34
1年超	491	474
合計	525	508

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	242,584	242,584	
(2) コールローン及び買入手形	599,187	599,187	
(3) 金銭の信託	73,068	73,068	
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,497	5,536	39
その他有価証券	2,035,396	2,035,396	
(5) 貸出金	5,801,665		
貸倒引当金（*1）	99,951		
	5,701,713	5,767,921	66,208
資産計	8,657,447	8,723,695	66,247
(1) 預金	7,603,095	7,608,557	5,461
(2) 譲渡性預金	711,857	711,857	0
(3) 社債	95,000	94,837	162
負債計	8,409,953	8,415,252	5,299
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,536	10,536	
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,276)	(1,276)	
デリバティブ取引計	9,260	9,260	

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	261,148	261,148	
(2) コールローン及び買入手形	774,550	774,550	
(3) 金銭の信託	71,045	71,045	
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,003	5,048	44
その他有価証券	1,869,565	1,869,565	
(5) 貸出金	5,721,771		
貸倒引当金（*1）	97,960		
	5,623,811	5,691,881	68,070
資産計	8,605,124	8,673,240	68,115
(1) 預金	7,690,966	7,695,728	4,762
(2) 譲渡性預金	604,066	604,066	0
(3) 社債	95,000	95,161	161
負債計	8,390,033	8,394,957	4,923
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,673	10,673	
ヘッジ会計が適用されているもの	(491)	(491)	
デリバティブ取引計	10,182	10,182	

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

## (1) 現金預け金

約定期間が短期間（1年以内）又は満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

## (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社の公表する基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、当該債券の額面金額から、貸出金と同様に算定した貸倒見積高相当額を控除した金額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断した銘柄については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、当中間連結会計期間（連結会計年度）においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とした場合に比べ、前連結会計年度は、「有価証券」は3,699百万円増加、「繰延税金資産」は1,308百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,390百万円増加しており、当中間連結会計期間は、「有価証券」は2,872百万円増加、「繰延税金資産」は1,016百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,856百万円増加しております。

合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、保有している変動利付国債の元本部分と将来の期待クーポンを国債金利で現在価値に割り引いて算出されております。なお、将来の期待クーポンは、変動利付国債の商品性を考慮し、イールドカーブの形状、ボラティリティ、利払いのタイミングなどを調整したうえで見積もられております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。



## (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 社債

当社の発行する社債の時価は、外部機関が公表している価格によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（株式指数先物）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	5,193	6,037
組合出資金等(*3)	1,155	1,151
合 計	6,349	7,188

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 前連結会計年度において、非上場株式について22百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について9百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

[前△](#) [次△](#)

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	3,704	3,734	30
	社債	1,290	1,299	9
	その他			
	小計	4,994	5,034	40
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債			
	社債			
	その他	503	501	1
	小計	503	501	1
合計		5,497	5,536	39

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	3,703	3,731	28
	社債	515	519	4
	その他	484	497	12
	小計	4,703	4,748	45
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債	300	300	0
	社債			
	その他			
	小計	300	300	0
合計		5,003	5,048	44

## 2 その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	62,597	37,802	24,794
	債券	1,245,798	1,231,247	14,551
	国債	772,028	764,693	7,334
	地方債	58,386	57,344	1,041
	社債	415,384	409,209	6,174
	その他	50,974	50,205	768
	小計	1,359,370	1,319,256	40,114
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	24,446	30,223	5,777
	債券	542,127	543,258	1,131
	国債	352,933	353,298	365
	地方債	3,827	3,834	7
	社債	185,367	186,126	758
	その他	109,451	128,398	18,946
	小計	676,025	701,880	25,855
合計		2,035,396	2,021,137	14,259

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	47,561	29,929	17,632
	債券	1,420,905	1,403,003	17,901
	国債	805,138	798,084	7,054
	地方債	53,436	52,121	1,315
	社債	562,330	552,797	9,532
	その他	59,595	58,456	1,138
	小計	1,528,062	1,491,389	36,672
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	23,553	30,889	7,336
	債券	240,881	241,775	893
	国債	94,338	94,490	152
	地方債	655	655	0
	社債	145,887	146,629	741
	その他	77,067	102,096	25,028
	小計	341,503	374,762	33,258
合計		1,869,565	1,866,151	3,413

### 3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は2,453百万円（うち、株式2,453百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は6,507百万円（うち、株式6,507百万円）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

#### （金銭の信託関係）

##### 1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

##### 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	73,068	73,046	22	30	7

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	71,045	71,127	81		81

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

( その他有価証券評価差額金 )

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	14,254
その他有価証券	14,231
その他の金銭の信託	22
( )繰延税金負債	3,822
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	10,432
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3
その他有価証券評価差額金	10,435

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる組合出資金等の評価差額 23百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	3,302
その他有価証券	3,384
その他の金銭の信託	81
( )繰延税金負債	445
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,856
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3
その他有価証券評価差額金	2,860

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる組合出資金等の評価差額 29百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	65,904	59,089	846	846
	受取変動・支払固定	66,245	59,685	691	691
	その他				
	売建	940	695	0	14
	合計			154	169

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	69,909	57,379	997	997
	受取変動・支払固定	69,957	57,702	812	812
	その他				
	売建	644	419	0	14
	合計			185	200

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	通貨スワップ 為替予約	167,496	137,797	9,774	387
	売建	38,229	2,640	47	47
	買建	24,746	150	61	61
	通貨オプション				
	売建	280,591	217,325	26,569	675
	買建	280,591	217,325	27,038	5,272
合 計				10,353	4,318

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	通貨スワップ 為替予約	150,433	104,108	9,844	123
	売建	57,300	91	1,263	1,263
	買建	20,647	0	771	771
	通貨オプション				
	売建	238,802	180,392	25,728	1,501
	買建	238,802	180,392	25,950	5,641
合 計				10,558	4,508

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。



## (4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物 売建	15,507		28	28
	合計			28	28

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物 売建	24,153		70	70
	合計			70	70

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、 其他有価証券	18,849	18,849	669
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	375	341	(注)3
合 計					669

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、 其他有価証券	18,301	18,301	763
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	358	325	(注)3
合 計					763

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券、 外国為替等	13,710		606
合 計					606

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券、 外国為替等	19,546		272
合 計					272

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

## 1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
営業経費	- 百万円	85百万円

## 2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の子会社である株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行及び株式会社北九州銀行の取締役(社外取締役を除く)27名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	当社普通株式 294,900株
付与日	平成24年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成24年7月31日～平成54年7月30日
権利行使価格(注)2	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	619円

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業以外に証券業、クレジットカード業等を営んでおりますが、銀行業以外のセグメントはいずれも重要性に乏しく、銀行業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	45,534	18,846	10,935	3,391	78,707

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	42,924	19,356	10,470	10,152	82,904

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

（1）経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	円	1,720.56	1,730.85

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	472,405	475,923
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	23,361	23,590
うち優先株式発行価額	百万円	19,535	19,535
うち優先配当額	百万円	224	224
うち新株予約権	百万円	84	157
うち少数株主持分	百万円	3,516	3,673
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	449,044	452,332
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数( )	千株	260,987	261,335

( ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75466口)が保有する当社株式については、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)において自己株式として会計処理しているため、上記の「1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数」に当該株式は含まれておりません。

## 2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	32.67	45.99
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	8,739	12,237
普通株主に帰属しない金額	百万円	224	224
うち中間優先配当額	百万円	224	224
普通株式に係る中間純利益	百万円	8,515	12,013
普通株式の期中平均株式数(注)	千株	260,676	261,202
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	32.62	45.85
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	13	24
うち連結子会社の潜在株式による調整額	百万円	13	24
普通株式増加数	千株		260
うち新株予約権	千株		260
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75466口)が保有する当社株式については、中間連結貸借対照表において自己株式として会計処理しているため、上記の「普通株式の期中平均株式数」に当該株式は含まれておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。



### 3【中間財務諸表】

#### (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	573	184
未収入金	84	2,920
繰延税金資産	512	105
その他	2,844	4
流動資産合計	4,014	3,214
固定資産		
無形固定資産		
商標権	4	4
無形固定資産合計	4	4
投資その他の資産		
投資有価証券	3	3
関係会社株式	500,428	500,428
繰延税金資産	-	0
投資その他の資産合計	500,432	500,432
固定資産合計	500,437	500,436
繰延資産		
社債発行費	363	317
繰延資産合計	363	317
資産合計	504,814	503,969
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	1,980	-
未払金	-	671
未払費用	160	154
未払法人税等	9	317
未払消費税等	31	23
未払配当金	32	34
流動負債合計	2,212	1,201
固定負債		
社債	95,000	95,000
長期借入金	1,890	1,680
固定負債合計	96,890	96,680
負債合計	99,102	97,881

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	12,500	12,500
その他資本剰余金	330,678	330,565
資本剰余金合計	343,178	343,065
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,667	15,744
利益剰余金合計	15,667	15,744
自己株式	3,218	2,879
株主資本合計	405,627	405,929
新株予約権	84	157
純資産合計	405,711	406,087
負債純資産合計	504,814	503,969

## (2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	11,930	1,900
関係会社受入手数料	636	838
営業収益合計	12,566	2,738
営業費用		
販売費及び一般管理費	622	805
営業費用合計	622	805
営業利益	11,943	1,933
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	1	5
営業外収益合計	1	5
営業外費用		
支払利息	6	9
社債利息	481	391
創立費償却	12	-
社債発行費償却	47	45
雑損失	0	0
営業外費用合計	548	445
経常利益	11,397	1,492
税引前中間純利益	11,397	1,492
法人税、住民税及び事業税	1	519
法人税等調整額	-	406
法人税等合計	1	113
中間純利益	11,396	1,605

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	50,000	50,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	50,000	50,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	12,500	12,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,500	12,500
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	330,752	330,678
当中間期変動額		
自己株式の処分	5	112
当中間期変動額合計	5	112
当中間期末残高	330,747	330,565
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	343,252	343,178
当中間期変動額		
自己株式の処分	5	112
当中間期変動額合計	5	112
当中間期末残高	343,247	343,065
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	5,337	15,667
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,528	1,529
中間純利益	11,396	1,605
当中間期変動額合計	9,868	76
当中間期末残高	15,205	15,744
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	5,337	15,667
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,528	1,529
中間純利益	11,396	1,605
当中間期変動額合計	9,868	76
当中間期末残高	15,205	15,744

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
<b>自己株式</b>		
当期首残高	3,519	3,218
<b>当中間期変動額</b>		
自己株式の取得	9	7
自己株式の処分	24	346
当中間期変動額合計	14	339
当中間期末残高	3,504	2,879
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	395,069	405,627
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	1,528	1,529
中間純利益	11,396	1,605
自己株式の取得	9	7
自己株式の処分	19	233
当中間期変動額合計	9,877	302
当中間期末残高	404,947	405,929
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	-	84
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	73
当中間期変動額合計	-	73
当中間期末残高	-	157
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	395,069	405,711
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	1,528	1,529
中間純利益	11,396	1,605
自己株式の取得	9	7
自己株式の処分	19	233
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	73
当中間期変動額合計	9,877	375
当中間期末残高	404,947	406,087

## 【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、関係会社株式及びその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方法	商標権は、定額法を採用し、10年で償却しております。
3 繰延資産の処理方法	社債発行費は、償還期限内の毎決算期において均等償却を行っております。
4 消費税等の会計処理の方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(連結納税制度の導入)	当社は、当中間会計期間より、法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

## 【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

## 1 消費税等の取扱い

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	仮払消費税及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

## 2 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	45,000百万円	45,000百万円

(中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
無形固定資産	0百万円	0百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,644	13	25	3,631	(注)1, 2
合計	3,644	13	25	3,631	

(注)1 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

また、減少株式数は、当社グループ従業員持株会への売却によるもの25千株、単元未満株式の買増請求による売渡によるもの0千株であります。

2 当中間会計期間末株式数には、従業員持株E S O P信託所有の自己株式が2,775千株含まれております。

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,338	10	358	2,989	(注)1, 2
合計	3,338	10	358	2,989	

(注)1 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

また、減少株式数は、当社グループ従業員持株会への売却によるもの339千株、新株予約権の権利行使によるもの18千株及び単元未満株式の買増請求による売渡によるもの1千株であります。

2 当中間会計期間末株式数には、従業員持株E S O P信託所有の自己株式が2,132千株含まれております。

(リース取引関係)

該当ありません。

## (有価証券関係)

## 子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
子会社株式	500,403	500,403
関連会社株式	25	25
合計	500,428	500,428

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## (1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	42.85	5.29
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	11,396	1,605
普通株主に帰属しない金額	百万円	224	224
うち中間優先配当額	百万円	224	224
普通株式に係る中間純利益	百万円	11,171	1,381
普通株式の期中平均株式数(注)1	千株	260,706	261,230
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円		5.28
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株		260
うち新株予約権	千株		260
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注)1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75466口)が保有する当社株式については、中間貸借対照表において自己株式として会計処理しているため、上記の「普通株式の期中平均株式数」に当該株式は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、前中間会計期間は潜在株式がないので「 」で表示しております。

## (重要な後発事象)

該当ありません。



#### 4 【その他】

##### 中間配当

平成24年11月9日開催の取締役会において、第7期の中間配当につき次のとおり決議しました。

##### (1) 普通株式

中間配当金額 1,568百万円

1株当たりの中間配当金 6円

(注) 中間配当金額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金12百万円を含めておりません。これは、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式を自己株式として会計処理しているためであります。

##### (2) 第三種優先株式

中間配当金額 126百万円

1株当たりの中間配当金 11,500円

##### (3) 第四種優先株式

中間配当金額 98百万円

1株当たりの中間配当金 11,500円

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月21日

株式会社山口フィナンシャルグループ

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高波博之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山元太志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤浩之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山口フィナンシャルグループの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山口フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月21日

株式会社山口フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高波博之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山元太志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤浩之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山口フィナンシャルグループの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山口フィナンシャルグループの平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。